目

次

示

第九十六号

令和二年

五月十四日

山梨県告示第百六十七号

木

日 年四月二十八日南アルプス土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和二年五月十四日

曜

山梨県知事

長

崎

幸

太

郎

所身延支所において、この告示の日から令和二年六月四日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

令和二年五月十四日

山梨県知事

長

崎

幸

太

郎

道路の種類

路線名 市川三郷身延線

三 道路の区域

区間 地先まで 南巨摩郡身延町下八木沢字久保一二七〇番 地先から 南巨摩郡身延町下八木沢字久保一二六九番 旧新 新 旧 の別 敷地の幅員 三一・九~ 三一・七~ (メートル 五八・五 延長 (メートル) 五 · 五一・九 九

告 示

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………………………二五○

山梨県告示第百六十五号

次のとおり寄附金の収納事務を委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、

令和二年五月十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

委託の相手方 東京都中央区京橋二丁目二番一号 株式会社さとふる

るものに限る。) 委託に係る寄附金 ふるさと納税に係る寄附金(インターネットを利用して納付す

三 委託の期間 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

山梨県告示第百六十六号

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 令和

山梨県告示第百六十八号

所身延支所において、この告示の日から令和二年六月四日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務 道路法 令和二年五月十四日 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

- 道路の種類
- 路線名 雨畑大島線
- 道路の区域

梨
県
公
報
第九十六号
令和二年五月十四日

Щ

_	
_	_
Į	L
'n	
7	1

二六九・〇	一○·八 三七·四	新	日下火で見まってノギー
二六九・〇	一〇・八~ 三六・五	旧	南三摩邦早川町雨田字馬昜ピー八番ー也た先から 年の上野甲川町雨畑字舟久保七六八番一地南巨摩郡早川町雨畑字舟久保七六八番一地
(メートル)	(メートル)敷地の幅員	の旧別新	区間

公 告

山梨県条例第三十五号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和二年五月十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県議会議員の議員報酬の特例に関する条例をここに公布する。 令和二年四月三十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第三十五号

山梨県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

(令和二年五月一日から令和二年七月三十一日までの期間における特例

第一条 じて得た額を減じた額とする。 の規定にかかわらず、同条に定める議員報酬の月額から当該月額に百分の十を乗 する条例(昭和三十一年山梨県条例第六十三号。以下「条例」という。)第一条 長及び議員の議員報酬の月額は、山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関 令和二年五月一日から令和二年七月三十一日までの期間に係る議長、副議

(期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額

月額については、前条の規定は、適用しない。 条例第五条第二項に規定する期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県条例第三十六号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和二年五月十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する 令和二年四月三十日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

山梨県条例第三十六号

山梨県県税条例の一部を改正する条例

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正す

に」に改める。 第十三条第三項中「当該期限の五日前までに」を「同項の理由がやんだ後速やか

附則第十二条の二十二の次に次の二条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続

産取得税の減額等の特例) 第十二条の二十三 第十五条の二第七項の規定は、法附則第五十九条第三項におい (新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動 て準用する法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間について準用する。

第十二条の二十四 用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内 その者の居住の用に供した場合に限る。)は、第六十二条の二第一項の規定の適 に供したとき(当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から六月以内に て当該耐震基準不適合既存住宅を令和四年三月三十一日までにその者の居住の用 につき府令で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をし その取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかつたこと 止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を 条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)及びそのまん延防 契約を政令で定める日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症 し、当該耐震基準不適合既存住宅の同条第六項第四号に規定する耐震改修に係る (新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一 当該」とあるのは 第五十八条第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得 「当該」と、 「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該

耐震改修の日から六月以内に」とする。

句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字2 前項の規定の適用がある場合における第六十条第一項及び第六十二条の二第二

項 第六十二条の二第二 六月以内		第六十条第一項
六月以内	から六月以内	一年六月以内
以内の日まで同項の耐震改修の日後六月	まで 震基準不適合既存住宅の耐 震基準不適合既存住宅の耐	修の日後六月以内の日まで準不適合既存住宅の耐震改当該土地の上にある耐震基

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(遅月)

できない者についても適用する。 書その他の理由により同条第一項に規定する書類の提出又は納付等をすることが2 この条例による改正後の第十三条第三項の規定は、この条例の施行の際現に災

) 一般競争入札について

ものである。

「関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係る、大シュで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携にかシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成さ次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラ次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラ

令和二年五月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 一般競争入札に付する事項
- 調達をする役務の名称及び数量
- 2 名称 テレワーク環境構築業務
- 二 数量 一式
- 2 調達をする役務の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 履行期間 契約締結日の翌日から令和二年十月十六日まで

3

- 履行場所 知事が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県総務部情報政策課
- のない者とみなす。 等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この三
- 2 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないいずれかに該当する者
- 3 暴力団員こよる下当会庁為り方上等こ場する去聿(平文三年去書第七十七号)育こととされた者であって同項の規定により定められた期間を経過していないものこととされた者であって同項の規定により定められた期間を経過していないもの。
- 該当する者を除く。) の役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号にの役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってそ3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第
- て者を除く。) に者を除く。) に者を除く。) に表が見り、になっては、の中立でにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けられている者(これらの申立でにより更生手続開始又は再生手続開始の申立てびな 民事再生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は
- 5 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- でいない者 でいない者 でいない者
- 四 一般競争入札の参加資格の審査
- 休日」という。)を除く。)の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和二年五月二十二日(金)まで(山梨県
- 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

2

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部情報政策課3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。

Щ

五 入札手続等

- いて一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。での日(県の休日を除く。)の午前九時から午後五時まで、四3に掲げる場所にお1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和二年五月二十一日(木)ま
- 2 入札説明書の交付方法
- 9三の問合せ先に電話連絡すること。
 所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に六く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場() この公告の日の翌日から令和二年五月二十一日(木)までの日(県の休日を除
- 時までに六9三の問合せ先に電話連絡すること。

 □ 一以外の方法による交付を希望する場合は、令和二年五月二十日(水)午前十
- の参加資格の確認を受けること。 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより一般競争入札
- 入札及び開札の日時及び場所
- □ 日時 令和二年五月二十八日(木)午後一時三十分
- アルーム 「一場所」山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階」マルチメディ
- 五時までに到着するよう送付すること。の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛に令和二年五月二十七日(水)午後5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四○○ 八五○一山梨県甲府市丸
- 6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。
- 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- いとき。()、八札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難
- に違反したとき。 |四| □から□までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件
- 入札を行った者を落札者とする。十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効なて、落札者の決定方法、山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)第百二
- ハーその他
- 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (一) 言語 日本語
- 二 通貨 日本国通貨

- 2 入札保証金 免除
- は、これを免除する。 めなければならない。ただし、山梨県財務規則第百九条の二の規定に該当する者3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納
- 4 違約金の有無 有
- 5 前払金の有無 無
- 6 最低制限価格の有無 無
- 契約書作成の要否 要

8

- 場合に当たるため(規則第五条第一項ただし書該当)新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要な役務の調達であり、急を要する六号。以下「規則」という。)第五条第一項本文に規定する期間を短縮する理由六号を以 特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成七年山梨県規則第七十)
- 9 その他
- 負わないものとする。場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は、損害賠償の責めを、落札者が契約締結までの間に三1から6までのいずれかに該当する者となった
- 詳細は、入札説明書による。
- □ 問合せ先 山梨県総務部情報政策課(電話○五五-二二二-一四一九)
- % Summary
- 1 Nature and amount of services required: Acquiring a computer and setting it up for use in the prefectural Telework System 1 set
- 2 Date and time for tender:1:30 PM May 28,2020
- 3 Bureau in charge: Information Policy Division, General

Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

● 土地改良区役員の退任

原土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、上野

令和二年五月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

	役職名
	氏
	名
	住
	所
	退
	任
	年
	月
	日
Ц	

	Γ
山梨県公報	
第九十六号	
令和二年五月十四日	

二四九

監事

小俣幸一

大月市猿橋町小篠二百七十番

同

地

可

和田紘

大月市猿橋町小篠九百十番地

司

可

原田明徳

大月市猿橋町小篠八百九十三

同

番地

司

市川聖

大月市猿橋町小篠五百十四番

同

地

同

和田厚

大月市猿橋町小篠四百二十番

同

地六

番地								
大月	小鷹淳男	同		令和二年二月九日	上野原市上野原九百二十番地	安藤芳夫	理 事	

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、 令和二年五月十四日 小

山梨県知事

退任

役職名

氏

名

住

所

退

任

年

月

 \mathbb{H}

長 崎 幸 太郎

篠		同	藤本実	香地大月市猿橋町小篠八百五十三	同
	=	就任			
		役職名	氏名	住所	就任年
<u> </u>		理事長	小俣行秀	番地大月市猿橋町小篠八百六十八	令和二年四月
		副理事長	石井秀廣	番地大月市猿橋町小篠二百八十六	同
		理事	井桁修平	番地大月市猿橋町小篠二百七十二	闰
		同	市川聖	地大月市猿橋町小篠五百十四番	同
		同	小鷹淳男	番地大月市猿橋町小篠八百五十七	同
J		同	和田紘	大月市猿橋町小篠九百十番地	闰
		監事	小俣彦一郎	番地大月市猿橋町小篠五百六十九	同
<u> </u>		闰	中村正則	番地大月市猿橋町小篠八百九十九	同

理事

小俣彦一郎

大月市猿橋町小篠五百六十九

同

番地

理事長

佐々木進

大月市猿橋町小篠四十三番地

令和]

一年三月三十一日

副理事長

小俣行秀

大月市猿橋町小篠八百六十八

同

番地

			和宋	I
		_ =		
理事長	役職名	就 任	同	同
小俣行秀	氏名		藤本実	小鷹淳男
香地大月市猿橋町小篠八百六十八	住		香地大月市猿橋町小篠八百五十三	香地大月市猿橋町小篠八百五十七
令和二年四月一日	就任年月日		同	司
	小俣行秀 大月市猿橋町小篠八百六十八	小俣行秀 大月市猿橋町小篠八百六十八 令和二年四月一日 就 任 年 月	小俣行秀 大月市猿橋町小篠八百六十八 令和二年四月一日	

同	番地大月市猿橋町小篠八百五十二	藤本実	同	
同	大月市猿橋町小篠四十三番地	佐々木進	同	

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

令和二年五月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

九十一の五十二までの区域十八、同町上野字峠沢二千二百九十一の一及び二千二百九十一の四十一から二千二百一開発区域(工区)に含まれる地域の名称 西八代郡市川三郷町上野字矢作千八百四一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 西八代郡市川三郷町上野字矢作千八百四

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路公園	次の図のとおり

役場に備え置いて縦覧に供する。)(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡南建設事務所及び市川三郷町(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡南建設事務所及び市川三郷町

市川三郷町長 久保眞一二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西八代郡市川三郷町市川大門千七百九十の三

一般競争入札について

ものである。関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係る関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るたシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成さ次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラ次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラ

令和二年五月十四日

山梨県知事 長 崎

幸

太郎

般競争入札に付する事項

- 1 調達をする物品等の名称及び数量
- 名称 情報処理実習装置
- 二 数量 三式
- 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 納入期限 令和二年十二月二十八日
- * 納入場所 知事が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課
- 加資格のない者とみなす。
 名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、
- 次のいずれにも該当しない者であること。
- のいずれかに該当する者
 ・地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号
- ☆ いこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないいこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない口、地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させな
- 号に該当する者を除く。)
 てその役員が暴力団員である者(地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であっ
 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)
- い者(四)営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていな)の「営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていな
- 営んでいない者 営んでいない者 一質格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を
- を除く。)でないこと。
 ている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをし2 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は2 会社更生法
- ることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。
 3 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができ
- できることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。4 物品を納入した後、知事の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供
- 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種(物品)のうち、「情報機器」

又は「通信機器」に係る登録を受けている者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

- の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和二年五月二十二日(金)まで(山梨県
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

休日」という。)を除く。)

《『舌)』』 (「ここ) (ごこ) 郵便番号四〇〇 -八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課

(電話〇五五-11111-1三九五)

Ŧi.

入札手続等

- いて一般の縦覧に供する。での日(県の休日を除く。)の午前九時から午後五時まで、四3に掲げる場所にお1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和二年五月二十一日(木)ま
- 2 入札説明書の交付方法
- 所において直接交付する。 く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場
- 時までに六8三に掲げる問合せ先に電話連絡すること。

 □ 一以外の方法による交付を希望する場合は、令和二年五月二十日(水)午後五
- 札の参加資格の確認を受けること。 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入
- 入札及び開札の日時及び場所
- 日時 令和二年六月二十六日(金)午後一時三十分
- □ 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階 出納局入札室
- 5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
- 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- 二 この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- 第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないと第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないと山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)
- いとき。 四 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難
- □ ○から四までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件

に遺反したとき

- 範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 6 落札者の決定方法 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の
- 六 その他

1

- 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 言語 日本語
- 二 通貨 日本国通貨
- 除する。めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免2.入札保証金.入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納
- 除する。

 | 除する。 | 飲水は、 | 大きのでは、 |
- 4 契約締結日 入札の日から七日以内
- 5 違約金の有無 有
- 6 最低制限価格の有無 無
- 7 前払金の有無 無
- 8 その他
- わないものとする。 つた場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負い 落札者が契約締結までの間に三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくな
- □ 詳細は、入札説明書による。
- (三) 問合せ先 山梨県出納局管理課(電話○五五−111111-11三九五)
- % Summary
- 1 Nature and quantity of the products to be procured:Information Processing Training Equipment and Software (3 sets)
- Date and time for tender:1:30 PM June 26,2020
- 3 Bureau in charge: Management Division, Treasury Bureau,

Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1395

Щ

梨県公

発行者 山	山梨県公報
梨県	
甲府市丸の内	第九十六号
甲府市丸の内一丁目六番一号	令和二年五月十四日
印刷所(株サンニチ印刷)	
甲府市北口二丁目六番	
	五五二